

永平寺町火災予防条例施行規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和7年12月23日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永 充

永平寺町規則第28号

永平寺町火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

永平寺町火災予防条例施行規則(平成18年永平寺町規則第113号)の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の2条を加える。

(林野火災注意報の発令基準)

第2条の2 条例第31条の8第1項の規定による林野火災注意報は、法第22条第3項に定める火災警報が発せられている場合を除き、次の各号のいずれかに該当するときで町長が必要と認めた場合に発令するものとする。

(1) 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下のとき。

(2) 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表されているとき。

2 前項の規定は、発令日に降水が見込まれるとき及び積雪があるときには、これを適用しない。

(林野火災警報の発令基準)

第2条の3 条例第31条の9第1項の規定による林野火災警報は、前条に規定する林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表されているときで町長が必要と認めた場合に発令するものとする。

第7条第1号及び第3号中「、かつ、」を「かつ」に改める。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。